

## 豊川市の未来を拓く教育推進懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 豊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、少子高齢社会における教育分野の諸課題について専門的見地から検討するため、豊川市の未来を拓く教育推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、豊川市における教育分野の諸課題の解決に関する調査、検討を行い、教育委員会に報告する。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、教育分野に関する団体の推薦を受けた者及び学識経験者のうちから教育長が委嘱する。

### (会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

### (作業部会)

第7条 懇談会は、会長が指定した事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、教育委員会事務局の職員のうちから会長が選任する。  
(意見等の聴取)

第8条 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、  
その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 懇談会に関する庶務は、教育委員会庶務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、  
会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第5条の規定にかかわらず、この要綱施行後最初に委嘱される委員の任期  
は、平成31年3月31日までとする。